

平成21年12月14日

筑紫野市長 平原 四郎 様

筑紫野市次世代育成
支援対策地域協議会
会長 池田 和彦

筑紫野市子ども条例について（答申）

平成21年8月4日付21筑字第523号で諮問があった筑紫野市子ども条例（骨子）案について、筑紫野市次世代育成支援対策地域協議会設置条例第2条第2号及び第3号の規定に基づき審議をおこなった結果、下記のとおり結論を得ましたので、ここに答申します。

記

今後の筑紫野市の子育て支援・子どもの権利擁護の指針として諮問された子ども条例（骨子）案は、児童の権利に関する条約や次世代育成支援対策推進法等の関係法令を踏まえたものとなっており、概ね妥当であると判断します。

なお、当地域協議会として子ども条例を推進するにあたっての主要な意見を付しますので、これらの意見を尊重されるとともに、条例の趣旨について誤解のないよう広く市民の理解と協力を求め、計画的な推進を図られるよう要望します。

【付帯意見】

1. 「親等の保護者」の子どもの養育に関する「第一義的責任」が「子どもの最善に利益」を保障するうえでどのような内容を構成するのか、また、親等がその責任を果たすために必要となる行政による条件整備の責任についても十分に説明を行うよう要請します。
2. 子どもの意見表明権について、その子どもの年齢や成熟度に応じて最大限尊重されなくてはならないのと同時に、周囲の大人が子どもの年齢や成熟度に応じて適切な助言・指導をする必要があるということについて、条例においても明記する事を要請します。この両者が車の両輪のごとく保障されることで、子どもたちが正しく権利を行使できるようになるからです。
念のために付言すれば、正しく権利行使できるように成長・発達すること自体も子どもの権利であり、この権利が保障されるためには、大人による助言・指導が正当なものでなければなりません。したがって、大人に対する啓発活動も行政責任で展開する必要があります。
3. 子どもの参加と参画について、児童の権利に関する条約においては、具体的な参政権が示されているものではなく、子どもの意見表明権とのその尊重がうたわれているところです。子ども条例において「市政への参加」と表現した場合、条例が拡大解釈される恐れも考えられますので、適切な表現に改めることを要請します。
4. 子ども条例の内容について、市民の理解が深まるよう、また、何よりも様々な年齢の子どもたち自身に十分に伝わるよう、市が適切な手段により周知、啓発に努めることを要請します。